

令和 6 年度

総 会

日 時 令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 4 時

場 所 御旅屋セリオ 5 階ホール

高岡市公園愛護協力推進協議会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 来賓あいさつ

高岡市都市創造部長

4. 表彰状授与

5. 議長選出

6. 議 事

- (1) 令和5年度事業報告について
- (2) 令和5年度収支決算報告について
- (3) 監査報告について
- (5) 令和6年度事業計画（案）について
- (6) 令和6年度収支予算（案）について

7. 閉 会

令和6年度会長表彰者

高岡市公園愛護協力推進協議会

個人の部

氏 名	活動年数	活動公園	活動内容
窪田 外三男	12	中田公園	自己の経験と知識をもとに、常に積極的に公園内の樹木の管理に携わるとともに、他の会員に対して適切なアドバイスをすることにより、会員の資質の向上と啓蒙に努める等、その功績は顕著である。
伏木 義博	30	母衣町児童公園	毎月の定期作業に積極的に参加し、若い人に指導している。独自で児童公園の清掃、樹木の剪定、花壇の手入れ等、その功績は顕著である。
串橋 稔	12	伏木新町ポケットパーク	長年にわたり、率先してバラの手入れの薬剤散布や剪定作業及び公園の除草、清掃、水遣り等を行い、美化活動に努めた。

団体の部

団 体 名	活動年数	活動公園	活動内容
大滝地区長寿会	14	木舟城跡公園	毎年6月と9月の2期、木舟城跡公園の草刈・清掃を行い地域への奉仕活動に努め、さらに6月の草刈・清掃後はささやかな懇親会を開き会員相互の親睦を図り、快適で住みよいまちづくりに大きな役割を果たしている。
国条町第1児童公園愛護協力会	12	国条町第1児童公園	児童公園を春から秋にかけて毎月1回の活動を計画し、除草・清掃・花壇の手入れの活動を行とともに、臨時にも2回実施するなど地域住民が一丸となって快適な住みよい町づくりに大きな役割を果たしている。
角公園愛護協力会	25	角公園	毎月、定期的に公園愛護協力会で作業日程を計画して、除草、清掃、樹木の剪定・花壇の手入れ等の活動をしている。地域の公園として、住民一人一人が住みよいまちづくりを目指して活動している。
鍛冶屋町自治会	24	立野東部公園	開園以来24年間にわたり、5月から10月まで毎月1回の一斉清掃、除草、公園周辺のゴミ収集作業を定期的実施するとともに、臨時にも2回実施するなど、町内会員が一丸となって従事し、快適で住みよい環境づくりに大きな役割を果たしている。

感謝状

氏 名	活動年数	活動内容
高川 義啓	1	令和5年より高岡市公園愛護協力推進協議会の理事として、協議会の運営に尽力を尽くされたその功績は多大である。

令和5年度高岡市公園愛護協力推進協議会事業報告書

1 公園及び緑地の美化運動の推進

- ・ 公園美化運動キャンペーンの実施

6月・9月を「公園除草・清掃特別月間」として、公園美化活動を推進した。

2 公園愛護思想の啓発及び広報活動

- ・ 「公園だより」第25号の発行（3,400部発行）

3 公園愛護協力会の育成及び指導

- ・ 表彰事業の実施

令和5年4月27日（木） 高岡市役所 801・802 会議室

表彰：個人4名、3団体

- ・ 花壇作り講習会の実施

令和5年10月22日（日） 成美町公民館 （参加者3名）

- ・ 芝生の管理講習会の実施

令和5年11月18日（土） 牧野緑地 （参加者19名）

- ・ 先進地公園視察研修の実施

令和5年11月9日（木） 弥彦公園もみじ谷、弥彦菊まつり

参加者30名、事務局3名

4 総会、三役会、役員会の開催

- ・ 役員会

令和5年4月4日（火） 高岡市役所803会議室

- ・ 表彰式

令和5年4月27日（木） 高岡市役所801・802会議室

- ・ 総 会

令和5年4月27日（木） 高岡市役所801・802会議室

- ・ 役員会

令和5年7月3日（月） 高岡市役所801会議室

- ・ 役員会

令和5年10月10日（火） 高岡市役所801会議室

- ・ 役員会

令和6年2月14日（水） 高岡市役所803会議室

令和5年度高岡市公園愛護協力推進協議会決算報告書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 費	660,000	672,000	12,000	332公園、R4年度分4公園
研 修 会 参 加 費	120,000	99,000	△ 21,000	先進地公園視察 (参加者：33名、参加費：3,000円/人)
繰 越 金	649,815	649,815	0	
雑 収 入	185	19,996	19,811	利息、事務費
合 計	1,430,000	1,440,811	10,811	

2 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 議 費	15,000	6,545	△ 8,455	
表 彰 事 業 費	170,000	139,619	△ 30,381	4個人、3団体
研 修 事 業 費	650,000	499,380	△ 150,620	花壇作り、芝生管理講習会 先進地公園視察
印 刷 製 本 費	320,000	197,495	△ 122,505	総会資料、公園だより(3,400部)等
通 信 費	120,000	81,108	△ 38,892	公園だより発送、総会資料等
事 務 費	33,000	1,672	△ 31,328	領収書
予 備 費	122,000	0	△ 122,000	
繰 越 金	0	514,992	514,992	
合 計	1,430,000	1,440,811	10,811	

監 査 報 告 書

令和5年度高岡市公園愛護協力推進協議会の決算について、
規約第8条第5号の規定に基づき関係書類を審査した結果、適正
でありましたのでご報告いたします。

令和6年4月3日

監 事

牧

隆



監 事

跡

地

孝

高



令和6年度高岡市公園愛護協力推進協議会事業計画書(案)

1 活動方針

- (1) 公園やみどりを愛し美しくする運動を盛り上げ、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに努める。
- (2) 会員相互の交流を深め、公園愛護思想の高揚を図る。

2 事業計画

- (1) 公園及び緑地の美化運動の推進
 - ・公園美化運動キャンペーンの実施
6月・9月を「公園除草・清掃特別月間」として、公園美化活動を推進する。
- (2) 公園愛護思想の啓発及び広報活動
 - ・「公園だより」第26号の発行（3,400部発行）
- (3) 公園愛護協力会の育成及び指導
 - ・樹木の剪定、刈払機取扱い、花壇づくり、雪吊り等の公園の管理に関する講習会及び先進地公園視察研修を実施し、住民の手による公園管理の促進を図る。
- (4) 表彰事業
 - ・公園愛護活動に積極的に取り組み、多大な功績のあった個人又は団体を表彰し公園愛護思想の一層の普及を図る。
- (5) その他公園愛護協力会の育成・指導に必要な事業を行う。

令和6年度高岡市公園愛護協力推進協議会予算書(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 費	662,000	660,000	2,000	331公園
研修会参加費	200,000	120,000	80,000	@5,000円/人×40人 (@5,000円/人×40人：R1) (@3,000円/人×30人：R5)
繰 越 金	514,992	649,815	△134,823	
雑 収 入	1,008	185	823	
合 計	1,378,000	1,430,000	△52,000	

2 支出の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 議 費	15,000	15,000	0	役員会
表 彰 事 業 費	170,000	170,000	0	団体、個人、感謝状
研 修 事 業 費	650,000	650,000	0	先進地公園視察、講習会
印 刷 製 本 費	300,000	320,000	△20,000	総会資料、公園だより(3,400部)
通 信 費	150,000	120,000	30,000	公園だより発送、総会資料等
事 務 費	23,000	33,000	△10,000	領収書、印刷ラベル
予 備 費	70,000	122,000	△52,000	
合 計	1,378,000	1,430,000	△52,000	

高岡市公園愛護協力推進協議会規約

資料1

(名 称)

第1条 この会は、高岡市公園愛護協力推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、公園愛護協力会の相互の発展を図ることにより公園美化を推進し、地域住民のうるおいとやすらぎのある住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公園及び緑地の美化運動の推進に関すること。
- (2) 公園愛護思想の啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 公園愛護協力会の育成及び指導に関すること。
- (4) 公園愛護協力会相互の交流、連絡調整等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成団体)

第4条 推進協議会は、第2条の目的に賛同する公園愛護協力会を構成団体として組織するものとする。

(役 員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 推進協議会に、顧問を置くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後において、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員選任)

第7条 会長は、総会において選任する。

2 副会長、幹事長、理事ならびに監事は、総会の承認を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、推進協議会の会務を総轄し、推進協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会長、副会長を補佐し業務を遂行する。
- (4) 理事は、役員会を構成し推進協議会の会務の執行を決定する。

(5) 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 規約改正

(4) その他総会が必要と認めた事項

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、幹事長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会において審議、決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する事項

(2) 推進協議会の運営に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(経 費)

第11条 推進協議会の経費は、年会費2,000円及び寄付金などをもって充てる。

(会計年度)

第12条 推進協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を高岡市都市創造部景観みどり課内に置く。

(細 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

平成17年4月22日 第13条 改定

平成18年4月1日 第5条・第7条・第8条・第10条・第11条改定

平成21年4月1日 第5条・第7条改定

平成27年4月1日 第13条改定

令和3年5月31日 第13条改定

高岡市公園愛護協力推進協議会役員名簿

資料2

(任期：令和5年4月～令和7年3月)

役 職	担当地区(校下)	氏 名	備 考
会 長	守 山 ・ 二 上	杉 森 利 二	
副 会 長	福 岡	島 次 富	
副 会 長	立野・東五位・ 小 勢	亀 岡 清	
幹 事 長	伏 木 ・ 太 田	西 廣 志	
監 事	成 美	牧 隆	
監 事	下 関 ・ 二 塚	跡 地 孝 吉	
理 事	野 村	中 尾 耕 成	
理 事	博 労 ・ 佐 野 福 田 ・ 木 津	月 安 幸 三	
理 事	能 町	橋 本 善 明	
理 事	国 吉 ・ 石 堤	笹 島 和 夫	
理 事	牧 野	北 井 誠	
理 事	戸 出	角 玄 富 雄	
理 事	西 条 ・ 川 原	荻 澤 勝 一	
理 事	中 田	吉 田 信 夫	
理 事	福 岡	野 口 正 男	
理 事	古 府	牧 野 光 男	
理 事	平 米 ・ 定 塚	中 村 喜 進	
理 事	横 田	上 田 謙 一	